

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法別表第二の第一項(以下項番のみ記載)	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	二	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	三	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	四	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	六	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	八	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	九	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	十一	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	十六	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	十八	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	二十三	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

12	都道府県知事等	二十六	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	市町村長	二十七	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	都道府県知事	二十八	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	厚生労働大臣又は共済組合等	二十九	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	三十一	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	日本私立学校振興・共済事業団	三十四	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は共済組合等	三十五	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	三十七	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合	三十九	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合連合会	四十	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	市町村長又は国民健康保険組合	四十二	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	四十八	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	五十四	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの

25	都道府県知事等	五十七	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	地方公務員共済組合	五十八	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	五十九	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	市町村長	六十一	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	六十二	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事	六十三	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事又は市町村長	六十四	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事等	六十五	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	厚生労働大臣又は都道府県知事	六十六	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事等	六十七	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市町村長	七十	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	七十一	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	七十四	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

38	後期高齢者医療広域連合	八十	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣	八十四	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	都道府県知事等	八十七	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	厚生労働大臣	九十一	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	九十二	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	市町村長	九十四	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	九十七	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	百一	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	農林漁業団体職員共済組合	百二	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人農業者年金基金	百三	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人日本学生支援機構	百六	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの

49	厚生労働大臣	百七	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	都道府県知事又は市町村長	百八	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	百十三	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	厚生労働大臣	百十四	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	百十五	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	市町村長	百十六	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	百十七	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	都道府県知事	百二十	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先 No.	移転先		法令上 の根拠 (別表第一 の項目)	移転先における用途
1	保健福祉部 子ども未来 部	障がい福祉課 保育課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給 付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療 費、障害児相談支援給付費、若しくは特例障害児相談支 援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所にお ける保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
2	保健福祉部	健康課	10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費 の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	保健福祉部	障がい福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援 施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
4	保健福祉部	厚生課	15	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費 用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの
5	行政経営部 市民部	税務課 納税課 保険年金課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律 に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関す る調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって 主務省令で定めるもの
6	都市建設部	建築課	19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって 主務省令で定めるもの
7	教育委員会事	学校教育課	27	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助 に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	行政経営部 市民部	税務課 納税課 保険年金課	30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	市民部	保険年金課	30	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
10	保健福祉部	障がい福祉課	34	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援 施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
11	都市建設部	建築課	35	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若し くは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措 置に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先 No.	移転先		法令上 の根拠 (別表第一 の項目)	移転先における用途
12	子ども未来部	子育て支援課	37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	保健福祉部	高齢福祉課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	子ども未来部	こども・家庭 サポートセン ター	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	子ども未来部	こども・家庭 サポートセン ター	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	保健福祉部	障がい福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	保健福祉部	障がい福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	保健福祉部	障がい福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	保健福祉部	障がい福祉課	47	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子ども未来部	子育て支援課	49	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	子ども未来部	子育て支援課	49	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子ども未来部	子育て支援課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先 No.	移転先	法令上 の根拠 (別表第一 の項目)	移転先における用途
23	行政経営部 市民部	税務課 納税課 保険年金課	59 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	保健福祉部	厚生課	63 中国残留邦人等支援給付等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	行政経営部 保健福祉部	税務課 介護保険課 高齢福祉課地 域包括支援セ ンター	68 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	保健福祉部	障がい福祉課	84 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	子ども未来部	保育課	94 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	保健福祉部	障がい福祉課	条例 鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する事務
29	子ども未来部	子育て支援課	条例 鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する事務